

法人税・地方税の税率が見直されました

■税率の引下げ（所得課税）

平成 27 年度の税制改正により、平成 29 年 3 月期（平成 28 年 4 月 1 日以降開始事業年度）以降の税率は引下げとなり、下記税率が適用されています。
（参考までに、改正前の適用税率も併記します。）

税目	改正前	改正後
	H27. 4. 1 以後 開始事業年度	H28. 4. 1 以後 開始事業年度
法人税 (年 800 万超金額)	23. 9%	↓ 23. 4%
地方法人税	4. 4%	4. 4%
法人住民税	12. 9% (16. 3%)	12. 9% (16. 3%)
法人事業税 付加価値割 資本割 所得割	0. 72% 0. 3% 3. 1% (3. 40%)	↑ 1. 2% ↑ 0. 5% ↓ 0. 7% (0. 88%)
地方法人特別税	93. 5%	↑ 414. 2%
法人実効税率 中小法人以外の普通法人 中小法人	32. 11% 33. 06%	↓ 29. 97% ↓ 30. 86%

※ 法人住民税・法人事業税所得割の（ ）内は超過税率

■住民税（法人税割）の税率改正の実施時期等の変更

項目	改正の概要	当初の予定	見直し
住民税（法人税割）の税率改正の実施時期の変更	標準税率を 12. 9%から 7. 0%に引き下げる改正	平成 29 年 4 月 1 日以後 開始事業年度から適用	平成 31 年 10 月 1 日以後 開始事業年度から適用 (2 年半延期)
地方法人税の税率改正の実施時期の変更	税率を 4. 4%から 10. 3%に引き上げる改正		
地方法人特別税の廃止時期の変更	地方法人特別税を廃止し、法人事業税（所得割）に復元する改正		

(平成 29 年 9 月レターケース)



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118